

1918年のソヴェト農村-4-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kajikawa, Shinichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00001048

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



1918年のソヴィエト農村（その4）

第3章 食糧部隊の編成と活動（続き）

4) 調達現場で

部隊の様々な問題点を考察する前に、地方での穀物調達の実状に簡単に触れておこう。例え、それが権力側からの報道であったとしても、この現実（または現実認識）との相対的關係の中で食糧政策が策定され展開されたのであり、本稿でもこれら状況を垣間みることなしに、食糧部隊の活動そのものを考究することはできないであろう。但し、ここでの考察対象は主にロシア中央農業諸県に限定される。

モスクワの南東に接するリャザン県では、県経済会議が食糧人民委員部に対してヴォロネジ、タムボフ、カザン県（この時、これら諸県は食糧人民委員部により穀物が足る、もしくは穀物余剰があると認定されていた）での穀物調達の命令遂行書を付与するよう4～5月に要請した。¹¹⁾

当時、タムボフ県は次のような事情に置かれていた。18年3月、同県に食糧参事会が設置されたものの、ここでは中央の命令は遂行されず、穀物は県外に搬送されなかった。5月27日付け食糧人民委員部再編の布告にも拘らず、依然旧職員が食糧組織の参与として残っていた。県ソヴィエトは穀物固定価格を独自に引き上げ、同県は大量のかつぎ屋で溢れた。ツェルーパーが、タムボフ県には5万人のかつぎ屋が出現し、彼らのために運輸活動が侵犯され、固定価格が著しく引き上げられたため、現地の食糧活動が停止した、と全ロシア中央執行委員会会議で報告したような状況が現出し、¹²⁾ 4～5月でかつぎ屋は3万1000ブードの穀物を集めた。こうして既に5月には、同県モルシャンスク郡で穀物価格は1ブード250ルーブリにも達しており、左翼エスエルだけでなくボリシェヴィキも専売制を廃止し、穀物自由商業を施行した。¹³⁾ タムボフ県での食糧業務は恐るべきテンポで悪化し、穀物余剰を持つ県と認定されたタムボフは、自ら消費県であると宣言するまでになった。¹⁴⁾

またカザン県にもかつぎ屋が大量に到来し、守備隊は解除された。スパツスクでは5月中にライ麦価格は60ルーブリに達し、固定価格は歴史の分野から消えつつあると報じられ、ここでの買付けの可能性は失われていた。¹⁵⁾ 同県でもかつぎ屋との深刻な闘争が行われ、県食糧参事会は県外への穀物の搬出を禁止し、¹⁶⁾ 更に5月31日に作成されたソヴィエト条例によって、中央政府の定めた固定価格4.7ルーブリを12ルーブリにまで引き上げた。¹⁷⁾ 6月末には監査のために食糧人民委員部の遠征隊が派遣されたが、部隊は地方の実状に無知であったため

に、その後3週間は旧態以前の状態で、ライ麦粉の市場価格は110ルーブリにまで高騰した。7月6日のモスクワでの左翼エスエル蜂起に関連して、県執行委員会は分裂し、ポリシェヴィキに近い新執行委員会が設置された。レーニンは7月17日付けで県執行委員会議長に、県食糧参事会を直ちに業務から排除し、穀物引き上げ価格を破棄し、国家固定価格に戻すよう指令した。同日、県執行委員会は県食糧コミサールを解任したが、県農民部と左翼エスエル党県委員会の名で、「最近モスクワからポリシェヴィキが訪れ、赤軍兵士と共に食糧参事会に加入し、我々によって選出された農民を力づくでそこから排除し、穀物を奪い取ろうとしている」とのアピールが出された。その後間もなく白衛軍の進撃に呼応し、クラーク＝農民反乱が頻発し、カザンは8月6日白衛軍に占領された。¹⁸⁾ここカザン県の農村で、この夏に次のような食糧を巡る農民間の悲劇が生まれていた。

この地方ではライシェフ Лаишев 郡チェレミシェヴォ、ナデジノ、ジミエヴォ、アカエヴォ村と、プトゥイルキ村の農民が衝突を起こしているため、チェレミシェヴォ郷へ即座に出発せよとのカザン県ソヴィエトの命令書を受け取って、40人の部隊が7月21日に出発した。

部隊が派遣されたのは次のような事情であった。プトゥイルキ村の農民の中には穀物貯蔵を全く持たない多くの貧農がいたが、同じ村のクラークや隣接の農村の住民は食糧参事会で定められた価格で彼らに穀物を販売するのを拒否し、1プード110ルーブリで放出していた。そのような価格を支払う能力のない貧農は、彼らを援助してくれるよう、ライシェフ郡ソヴィエトに何度も請願した。

これに対し郡ソヴィエトは、当該の郷委員会を通して誰が穀物余剰を持ち、誰からこれを取り上げるべきかを解明するよう命じた。しかし郷委員会は執拗な請願にも拘らず、手をこまねいていた。援助が何もないのをみて、プトゥイルキ村の農民は、食糧生産物供給の業務を自分の手で掌握し、自分で穀物を獲得することを決意した。

プトゥイルキ村を通してカザンに鉄道が走り、これによりしばしば穀物が運ばれ、時には15輦に達する穀物輸送を頼んで、5～10人の村人のグループは列車に近づき、カザンに運ばず、自分たちに穀物を売ってくれるよう懇願した。穀物には1プード12～16ルーブリが支払われた。乗客が販売を拒否した場合には、この価格で勝手に穀物を取り上げた。

現地の投機人は、彼らにとって安いと思える価格で穀物を供給しようとせず、プトゥイルキ村を避けて通るようになった。

隣接のチェレミシェヴォ村は、その多くがクラークからなり、彼らの所には多くの穀物余剰があった。この村のクラークは当然にも、プトゥイルキ村の断固とした行動を好ましく思わず、彼らを懲らしめようと決意した。

ある日、チェレミシェヴォ村で農民スホードが開かれた。スホードでプトゥイルキ村人に穀物の没収を停止するよう要請することが提起された。プトゥイルキ村人はそのように

約束したが、問題はこれで終わらなかった。

晩にチェレミシェヴォのクラークはブトゥイルキ貧農に正真正銘の虐殺 *форменное избиение* を挙行した。

ブトゥイルキ村の被害者の一人、Я. Г. の証言。「村で大喧嘩 *побоище* が行われているのを聴き、納屋の藁に隠れた。個人的には穀物の没収には参加していなかったが、懲罰が恐ろしかった。この時同じ村のクラークたちが家屋に入ってきて、ライフルで銃撃した。銃弾の一つが私のそばを貫通し、私は我慢できなく叫んだ。「兄弟、俺には罪が無い！」。……彼らは縄を取ってきて、足を縛り、衛兵所に引きずって行った」。

A. П. と彼の母親の二つ目の証言。「晩に群集が我々の家に押し入り、尋ねた。「答えろ、ばあさん、おまえの息子と兄弟はどこだ」。家にはいないと母親が答えたとき、13歳の息子を捕らえて、柱に縛り付け、顔面を殴り始め、彼に3丁のライフルが向けられ、それらから射撃が行われた……、と涙ながらに母親は語った……」⁹⁹。

飢餓は農村内の対立を深めていたのもまた事実であった。

そして最後に、馬鈴薯の主産地であるヴォロネジ県では、4月に馬鈴薯の独立調達⁽¹⁰⁾が認められ、広く馬鈴薯投機が展開していた。ヴォロネジ県は、1月以後食糧業務全部を現地のソヴィエトに移管したものの、⁽¹¹⁾食糧機関の組織化が充分でなく、「反革命的な蝗 *саранча*」と呼ばれていた。ここにかつぎ屋が大挙して押し寄せ、まもなく専売外の馬鈴薯にも調達禁止令が出され、県ソヴィエトと県食糧委員会は指定外生産物のベトログラードへの搬出を禁止した。⁽¹²⁾この地ではまたサモゴンカが、特に人里離れた村々で盛んで、このような村では毎日300～400プードの麦粉が消費されていた。⁽¹³⁾同県パヴロフスク郡のある村だけでサモゴンカ用の穀物1万5000プード以上が、6月30日から7月18日の間に徴発部隊によって没収された。⁽¹⁴⁾サモゴンカのための馬鈴薯も盛んに買付けられた。

リヤザン県が当てにしていたこれら「穀物諸県」の食糧事情さえこのような有様で、同県は新収穫までの生存が危ぶまれる程の飢餓状態に陥った。7月になるとコレラを初めとする伝染病が猖獗した。穀物も、挽割も、脂肪性食品もなく、栄養失調で特に子供の死亡率は恐るべき高さであった。そのためオカ河畔や鉄道沿線の住民は、食糧を積載した汽船や列車に差押えの命令を出し、時にはこうした命令に基づき貨物を略奪した。汽船従業員は差押えの際に死者が出たため、これら地区の航行を拒否した。このような飢餓のパニックが徐々に県全体に広がっていた。⁽¹⁵⁾

このような特にヴォルガ流域諸県で顕著に発現した地方権力による穀物確保の活動は、既に指摘したように中央からは「国家的利益を考慮しない」「分離主義」と非難されたが、このような傾向は食糧独裁の実施後も頻繁にみられた現象であった。

サラトフ県は5月末に、全組織の調達を無条件で禁止すると同時に、全生産物の固定価格

を破棄し、新たにライ麦1ブード18ルーブリなどの価格を設定した。⁽¹⁶⁾ペトログラード県ツァールスコエセロ郡では郡からの食糧生産物の搬出が禁止された。⁽¹⁷⁾また幾つかの地方は入県または入市を禁止し、地域内の食糧確保を目指した。6月3日に県ソヴィエトにより、食糧と住宅危機に鑑みカルーガ市への入市が、8月3日には同じ理由でトヴェリ市への入市が、また伝染病の蔓延とかつぎ屋の大量の流入のために、県執行委員会によってソヴィエト権力の認可なしでのオリョール県への入県が禁止された。⁽¹⁸⁾このような中、ヴォログダ県ヴォログダ郡ノヴレンスカヤ Новленская 郷では、次のような郷ソヴィエトメンバー全体集会の指令によって郷規模の専売制が実施された。

全穀物を9月15日から登録し、その保全を郷食糧部に委ね、それに武装力の適用も含めての完全な自由行動を与える。郷の外で密かに穀物を販売するものに対し、最も断固たる措置を採り、彼らに各秘密に販売されたブード毎に200ルーブリの額で郷が利用する罰金を課する。郷に登録された現地住民は郷に入ることを въезд は禁止されず、郷の市民と等しい価格で穀物基準を交付するが、郷に所属しないものは、住民に必要な職人、小鍛冶 слесарный,、その他の仕事に従事するものを除き、処罰の威嚇の下で郷に入ることが禁止される。⁽¹⁹⁾

更に悪いことには、このような地方権力による「分離主義」が、益々中央が強権的食糧部隊の派遣を必要とするような悪循環を創り出したのであった。

東部のヴィヤトカ県でも、4月末に県ソヴィエトは全県での穀物国家固定価格を廃止し、ライ麦1ブード15ルーブリまでの独自の固定価格を定めた。既に3月のモスクワ・ソヴィエト幹部会会議でシェーフレルは、かつぎ屋のために引き起こされた穀物価格の引き上げについてのヴィヤトカ県の要求に無条件で反対すると報告したにも拘らず、穀物価格は徐々に引き上げられ、食糧人民委員部は5月半ばまで同県で1フントも調達できなかった。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

平均して各農戸は未脱穀の堆積で300ブードの穀物を持つと言われた県南部のウルジューム郡で、既に触れたように第1モスクワ連隊が活動し、最初の数日間でヴィヤトカ河でかつぎ屋から1万ブード以上の穀物を没収した。しかしここではペルミ北鉄道だけで、1万から1万5000ブードの穀物がかつぎ屋によって搬出されていると言われた。またカザンとの県境で活動する連隊の部隊は穀物の脱穀を組織し、意識の高い農民は強制なしで穀物を運搬し、幾つかの郷からは穀物の自発的搬入の情報もあった。しかし郡では穀物専売は僅かしか実施されず、食糧赤軍兵士部隊との深刻な衝突が郡の各村で頻発した。その結果食糧コミサールが殺害された。

ヴィヤトカ県では、食糧部隊は到着した現地で貧農を組織し、それが穀物収用で大きな援助を与えた場合もあったが、全体とすれば、地方ソヴィエトは大部分がクラークから構成され、中央権力に敵対する様々な処置を採り、固定価格の実施に敵対していたと報告された。

しかしこれら地方権力の食糧活動を反ソヴィエト的と推断するのは誤りであろう。例えば、

反ソの食糧政策を採っていたと言われるヴィヤトカ県のウルジューム郡ソヴィエト大会で5月末に、ペトログラードの飢餓に関するレーニンの電報が読み上げられ、激しい討論の後、満場一致で郡食糧部にペトログラードへ5000プードの穀物を直ちに送るよう提議されたのであった。⁽¹²²⁾ 地方権力による固定価格の破棄は必ずしもソヴィエト権力へ敵対を意味するのではなく、当時の状況で地方権力が穀物確保のためにとりうる唯一現実的対応策であった。

穀物固定価格を侵犯していたのは、地方ソヴィエトではなく、寧ろ様々な労働者＝プロレタリア権力組織であった。

同郡でも飢餓諸県、並びに県の様々な郡からの買付委員会を含む各種調達組織が独自に活動していた。多くの場合、穀物は自由価格で買付けられ、食糧官庁の認可なしで商品交換が行われた。5月27日付け布告に準じて、郡供給ソヴィエトは再編され、コミサルが指名され、経験豊かな食糧活動家からなる参加会が設置された。このようにして構築された食糧委員会は、第1モスクワ食糧連隊によって実質的に支持され、中央からの監督官が直接参加していた。ウルジューム郡では中央からの食糧活動家の派遣によって、中央権力の食糧政策を実施することがようやく可能になった。⁽¹²³⁾ しかし同郡で活動していた食糧部隊は、食糧人民委員部監督官が、大酒などの行状の悪さを例に挙げて、食糧隊員自身必ずしも相応しい状態になかったと現地から打電したような実状であった。⁽¹²⁴⁾

最後に、サマラ県スタヴロポリ郡に派遣された人物（B. H. ドルジェンコ）の詳細な出張報告書を引用して、調達現場の一例としよう。

同県は4月に食糧人民委員部によって作成された穀物配給基準によれば、シムビルスク、サラトフと同様に「僅かの穀物の搬入を必要とする」県に認定された。⁽¹²⁵⁾ しかしサマラは、食糧人民委員部の交付禁止命令にも拘らず、穀物独立買付の認可証を交付し、食糧人民委員部との対立を深めた。⁽¹²⁶⁾ 5月に開かれたペトログラード食糧会議でツェルーパーは、地方食糧組織の独自の活動を批判して、「これら生産諸県、タムボフ、サマラ、その他の食糧組織は穀物調達の遂行命令書を実行する能力がなく、根拠もなく自分の県を消費県と宣言し、そのようにして現実に飢餓諸県への穀物の提供を拒否している」と同県を非難した。⁽¹²⁷⁾ このような非難は同県が中央にとって徐々に重要な穀物調達県になったこと、即ち同県が生産県に認定されたことを意味した。7月に北部州食糧参事会は、同県をサラトフ、北カフカースと並んで穀物調達の強化が必要である地域と見做すようになった。⁽¹²⁸⁾ しかし同県では、多くの橋梁が破壊され、貨車は不足し、駅からはあらゆる書類が持ち去られ、運輸は全く崩壊し、穀物の搬出は不可能となっていた。⁽¹²⁹⁾ その上、ヴォルガ河畔のサマラ市は6月8日にチェコ軍団により占領され、10月7日に陥落するまで、当時の権力はエスエル系の憲法制定会議議員委員会(Комуч)に握られた。⁽¹³⁰⁾

サマラ解放後、同県スタヴロポリ郡（約13万の人口を持ち、14郷からなる）に、ドルジェー

ンコが、1) 集荷場の活動状態、2) 穀物納付の状態、3) 協同組合の活動状態、4) 地区、郡食糧委員会の活動を知るために派遣された。以下がその主張報告書の概要である。⁽³¹⁾

集荷場 集荷場の長は元私的穀物会社の職員で、全員が長年の経験を持ち、技術的に見事に任務をこなしていた。技術的欠陥としては、小銭、帳簿、そのほかの事務用品の不足が至るところでみられた。

穀物の納付。集荷場長の情報によれば、集荷場が開設されたりその運営が協同組合から県食糧委に移行した初期には、穀物に対して農民に貨幣ではなく受領書⁽³²⁾で支払われるであろうとの風聞が流布していたため、農民は穀物を搬送しなかった。訪れた全ての地区で、白衛軍からの解放後に穀物の搬入を引き起こした唯一の理由は、貨幣の要求である。チェコ軍の占領下では固定価格は現行より低く、この地ではソヴィエト権力の固定価格ですら現地住民を満足させ、当初は穀物調達は順調であった。⁽³⁴⁾大部分は富裕でない経営が穀物を納付した。しかし穀物自由商業が廃絶されると間もなく、現行の固定価格では徐々に穀物の搬入が減退した。

スタヴロポリ地区での世帯毎の穀物の登録は、105人からなる食糧部隊が実施した。その一部は警護の任務に就き、約70人が7人ずつのグループに分かれて穀物の登録を行ったが、この部隊はこの任務を処理するのに力不足であった。結果は無条件に極めて否定的であった。農民によって穀物が隠匿されず、穴に埋められず、地下に隠されなかったとしても、その一部は脱穀されて納屋に納入され、また一部は脱穀されていないときに、経営毎に登録するのは計り知れぬほど困難であった。また登録の結果、部分的だが穴に隠匿された穀物が摘発され、没収された。

この登録の監査の目的で、食糧人民委員部はスタヴロポリからエイジェントを村に派遣した。現地農民からの播種面積、平均収穫率、家畜と人口数の情報による登録の結果、食糧部隊の予備登録では760プードであったこの村の穀物余剰が、12000プードであることが明らかになった。不正確な登録が行われたため、現在当該の村からのあらゆる搬出が禁止され、穀物が全くないか不十分かの調査が住民に対して行われている。

この地区以外では、登録は現地貧農委員会とソヴィエトによって行われた。その結果、穀物が足りないことが判明した。

多くの穀物は我が集荷場ではなく、自由価格によって〔北西に〕隣接するシムビルスクとカザン県の住民の間で実現されている。ヴォルガ沿いでは、河畔から30~40ヴェルスタの住民〔言うまでもなくこの範囲は荷馬車輸送による農村取引の引力圏である〕は穀物をシムビルスク県に運び（主に麦粉で）、そこで1プード80~120ループリの価格で販売している。この投機的搬出は組織的格を帯びている。現地農民から32~34ループリの価格で買付け、販売のため、シムビルスク県への搬出に従事する特殊な営業人 *промышленники* も出現した。これが如何に大きな規模かは、集荷場長も農民自身も証言しているが、地区での麦粉製粉の

異常に大きな量もこのことを証明している。国有化された製粉場での製粉量は地区住民一人当り25ブード以上に相当する。製粉所には何ヵ月分の農民穀物が山積みされ、この外に多くのソヴィエトはシムビルスク県の村での粉挽きに認可を与え、これがサマラからシムビルスク県への穀物の流出を促した。⁽³⁵⁾

シムビルスク県への穀物の搬出の外に、まだ穀物実現の有利な手段であるサモゴンカがみられた。個人消費やチェトヴェルチ [約3リットル] 当り250ルーブリで販売するため、非常に多くの穀物が消尽されている。

協同組合。同郡に5地区協同組合があった。これら協同組合の小売店網は一様でなく、スタヴロポリ地区にある24小売店は5400人につき1軒、別の地区では2500人に1軒。この小売店網では絶対的に不十分だが、資金不足が小売店の開設を妨げていた。商品分配の統制は全く行われていない。⁽³⁶⁾各村は集荷場に穀物を納付したかに関わりなく生産物を受け取っていた。またスタヴロポリ地区では、協同組合は地区食糧人民委員部コミサルによって郷と村に商品を分配する権限を剥奪され、彼がこの権限を奪い取り、一層理不尽にこれを実行していた。スタヴロポリ地区食糧委は、歩いて3分の距離にも拘らず、地区の集荷場での穀物の納付に関する情報を全く持っていなかった。

地区食糧委と郡食糧委の活動。結局、食糧組織は余剰穀物の納付の問題に何等関心を持たず、住民への商品の供給を組織するために何等行動していなかった。

以上のようにドルジェンコはサマラ県での調達現地の状況を報告した。

このような調達現場での非組織性はサマラ県が特殊でもなかった。

寧ろここは、穀物の納付がひとりで行われていると認定された地区であった。それでもサマラの夏は切実な食糧危機を蒙っていると報道されたような悲惨な状態であった。⁽³⁷⁾

(1) Известия ВЦИК, 1918, 19 апр.

(2) Протоколы ВЦИК, с. 246.

(3) Переписка..., т. 3, с. 350.

(4) Известия ВЦИК, 1918, 21 июля.

(5) Известия ВЦИК, 1918, 22 мая.

(6) Изв. Наркомпрода, 1918, № 4/5, с. 45.

(7) Изв. Наркомпрода, 1918, № 6/7, с. 19.

(8) 前掲拙稿「十月革命と穀物価格」、119頁参照。

(9) Известия ВЦИК, 1918, 8 авг.

(10) Известия ВЦИК, 1918, 16 апр.

(11) Известия петр. совета, 1918, 23 апр.

(12) Изв. Наркомпрода, 1918, № 6/7, с. 16.; Известия петр. совета, 1918, 19 мая.

- (13) Северная коммуна, 1918, 21 нояб.
- (14) Известия ВЦИК, 1918, 30 июля.
- (15) Изв. Наркомпрода, 1918, № 12/13, с. 37.; № 16/17, с. 56.
- (16) Северная коммуна, 1918, 6 июня.
- (17) Северная коммуна, 1918, 3 окт
- (18) Северная коммуна, 1918, 5 июня, 5, 6 авг
- (19) Северная коммуна, 1918, 3 окт
- (20) Известия петр. совета, 1918, 12 мая, 19 марта.
- (21) Давыдов М. И Указ. соч., с. 122.
- (22) Известия петр. совета, 1918, 1 июня.; Известия ВЦИК, 1918, 28 июня.
- (23) Изв. Наркомпрода, 1918, № 12/13, с. 39-40.
- (24) Там же, с. 55. Северная коммуна, 1918, 12 сент
- (25) Известия ВЦИК, 1918, 19 апр.
- (26) Известия петр. совета, 1918, 26 мая.
- (27) Известия петр. совета, 1918, 25 мая.
- (28) Известия ВЦИК, 1918, 17 июля.; Известия петр. совета, 1918, 22 мая.
- (29) Изв. Наркомпрода, 1919, № 3/6, с. 46.
- (30) 詳細は原 暉之『シベリア出兵』, 筑摩書房, 1989年, 434-48頁参照。
- (31) この地区は5万ブードの穀物余剰を持ち、シムビルスクへの鉄道が敷設されていたにも拘らず、調達と搬入で悲惨な状態にあると言われていた(Изв. Наркомпрода, 1919, № 3/6, с. 46.)。以下の記述は断りがなければ Там же, с. 58-62. に依る。
- (32) 同県全体で活動している集荷場は43箇所、穀物調達は県食糧委特別部「食糧軍」により運営され、新たに開設された集荷場は同部のエージェントによって管理されていると言われた(Там же, с. 46.)。
- (33) 受領書は18年春の商品交換の際に広く利用された。農民は穀物納付の際に商品を受け取るのではなく、受領書を受け取るだけで、これは次の商品配送の時の受取権を意味するだけであった。このような商品交換制に関しては前掲拙稿「ロシア革命直後の食糧政策」参照。
- (34) Изв. Наркомпрода, 1919, № 3/6, с. 46.
- (35) シムビルスク県もサマラ県と同様に僅かの穀物の搬入を必要とすると認定され(Известия ВЦИК, 1918, 19 апр.), 18年夏までに各郡で飢餓または食糧不足が報じられ、またそれに伴い穀物価格も上昇し、例えば、クルムシ郡では1ブード100ルーブリにまで達していた(Известия петр. совета, 1918, 24 мая.)。穀物不足のため、住民の一部は馬鈴薯を食していた。同県では馬鈴薯は相対的に豊富で、この買付けのため、特にモスクワからの私的買付人が押し寄せた。このため様々な組織が相互に競合し、馬鈴薯価格は2週間で1ブード19ルーブリにまで高騰し、県食糧委は秋の馬鈴薯調達で、私的組織による買付けを禁止した。またサマラ県との隣接地区には巨大な穀物と馬鈴薯の貯蔵があり、かつぎ屋はこれら地区で1ブード10

ループリの価格で何万プードもの穀物を買付けていた（Изв. Наркомпрод, 1918, № 12/13, с. 38）。

36 県での商品の分配は県食糧委供給部により協同組合組織、消費組合中部ヴォルガ連合と信用組合協同組合銀行＝県連合に委ねられた（Изв. Наркомпрод, 1919, № 3/6, с. 47）。

37 Северная коммуна, 1918, 2 сент

5) 部隊の問題点

先ず食糧部隊の活動の実例として、「労働者部隊は必要か」と題するペトログラード勤労コミューン代表、X. アリペローヴィッチのタムボフ県での食糧部隊に関する総括的報告を引用しよう。

「8月6日の食糧部隊に関する布告は二つの理由で生まれた。1) 中央の飢餓が限界にまで尖鋭化したこと、2) 地方の食糧機関の非組織性 *нелажность* のために。食糧組織によって穀物が提供されるまで、最も飢えた労働者に穀物余剰の一定部分を与える必要があった。これは飢えたものへの譲歩であった。まだ畑から収穫されない穀物を登録することが必要であった。ここで自分の力ではこの任務を処理できない組織に援助が送られた。

タムボフ県に部隊が押し寄せたとき、それらを配置したとき、それらの活動を構築したとき、今や最も尖鋭化した飢餓を部隊の援助の下で緩和することは不可能であることがはっきりした。……[その理由の第一は] 調達される穀物に関する最初の命令遂行書はようやく10月末に交付された。……第二に、村に到着した部隊は多くの場合（ペトログラード混成を除き）穀物が、あるいは藁叢のまま、あるいは一部が脱穀されて、あるいは持ち去られているのを知った。そのような穀物を正確に登録するのは既に不可能であった。多くの余剰を持つものは隠匿と悪用を広い畑で演じていた。どんな部隊も真の登録を組織することはできなかった。常にそれは県食糧委員会の計算と食い違った。事実、県食糧委の計算は過ちを犯している。登録 *учет* 自体は自発的なものだから、食糧部隊の登録は全く奇妙な結果を与えた。例えば、穀物の豊かな村で余剰があるにも拘らず、それは不足または全くの取るに足りない残りしかないとして登録された。

貨車800輛の穀物を動かし、それを指定地に配送するのにどれだけの精力、貨幣、人間の生命さえも費やされただろう」。

彼はこのように部隊の派遣に疑問を投げかけ、農村は食糧部隊から政治的、文化的に多くのものを受け取ったとしても、「余剰を実際に着服するような」部隊の派遣に否定的なのである。結論で言う。「前線、並びにここでも、徴発のために（必要ならば）真の組織的軍を構築するときである。労働者は既に理解した。食糧戦線でパルチザン戦争は終わり、県食糧委の「司令部」の指導の下での徴発軍による真の戦争が始まるのだと」。

農村革命を担うべき食糧部隊の現地での混乱ぶりが早くも露呈された。このような8月布

告以後の食糧部隊の問題点は次の4点にほぼ集約され、この中で当時の食糧部隊の実状に触れてみよう。

その1。食糧独裁下でも、食糧人民委員部は都市労働者からなる食糧部隊を一元的に中央集権化することができず、全ロシア労働組合評議会下の軍事食糧局を介在せざるをえなかった。労働者部隊の組織化を定めた8月14日臨時指令は、部隊の統制に関して食糧人民委員部と軍事食糧局の分限を甚だ曖昧にしか規定しなかった。部隊の編成と派遣については軍事食糧局の指導の下での労働組合の役割が明示されていたため、労働者は必然的に軍事食糧局の権限と労働組合のヘゲモニーの強化を目指した。こうして8月以後食糧人民委員部＝食糧軍¹²¹と労働組合＝軍事食糧局との間で統制を巡る軋轢が強まった。18年12月に出された食糧部隊に関するある総括論文は、食糧業務全体を軍事食糧局に中央集権化しなければならないと主張し、後にこの方針に沿って食糧部隊が再編成される¹³¹（補論参照）。

その2。穀物の独立調達に食糧独裁を脅かすものとして厳禁された。6月1日に公表された人民委員会議の訴えでは、「調達のために生産諸県に現れる個々のグループは、相互に競合し、価格を吊り上げ、保有者に一層しっかりと穀物を保持させ、国家調達を混乱させている。……その結果、独立調達の際には飢えたものと余剰を持っているものとの闘争ではなく、飢えたもの間での、一方では強力なグループともう一方では弱いグループとの闘争が起こる」と指摘された¹⁴¹。しかしその一方で指定外農産物（専売、馬鈴薯を除く半専売以外の農作物）の独立調達は都市労働者に奨励され、このために活動する様々な労働者組織が正にこの「訴え」で述べられたような状況を現出させたのであった。

収穫期を前にして、18年夏には都市の食糧事情は更に劣悪になった。7月末にはペトログラードでは食糧人民委員部の倉庫の穀物生産物は消尽され、穀物の入荷は殆ど完全に停止した¹⁵¹。先ず限られた食糧資源の計画的分配のためにきびしい階級的配給券制が導入された。モスクワでは7月3日付けで市ソヴィエト幹部会は、重労働、通常労働、軽労働と労働者家族、その他の4カテゴリーからなる階級的配給券制を実施した¹⁶¹。ペトログラードでも同様な配給券制が導入されたが、8月の月間交付量はパン4.25フント、魚5フント、鯨40匹、獣脂0.25フント、油1.75フント、卵2個、挽割0.5フント、乾燥野菜1フント、ベーコン0.75フント、砂糖0.5フント、これが全てであった¹⁷¹。19年初めで県市においてさえ配給券による食糧の受取は必要カロリーの20%足らずで、農村では10%余りでしかなかった¹⁸¹。

国家による食糧配給が全く不足する以上、都市労働者には専売外の食糧の独立調達と一定基準で穀物の自由搬送を認めざるをえなかった。

専売外食糧の中で、ライ麦パンへの混ぜ物としても代用食としても馬鈴薯は、相対的な安さも手伝って（18年5月で1プードの自由価格は20ルーブリ程度）¹⁹¹、特に重要な役割を果たした。馬鈴薯は専売外であったので、クルスク県のように独自の地方価格を定めたり、また調達組織の競合により価格が高騰したために、ヤロスラヴリのような幾つかの地方権力は現

地での調達を禁止したり、サラトフ県のように県外への搬出を禁止した場合はあった。⁽¹⁰⁾労働者の食糧確保を考慮し、食糧人民委員部はこれらの地方権力の出す馬鈴薯自由買付禁止令には断固反対の立場を採った。

5月17日付けで食糧人民委員部は馬鈴薯の主産地、タムボフ、トゥーラ、ヴォロネジの県食糧委に馬鈴薯の調達と搬出の制限を廃止するよう要求したが、この指令は現地では無視された。続いて5月29日付けで、このような行為は「反国家的政策」であると指弾して、馬鈴薯独立調達の認可を再度指令した。⁽¹¹⁾繰り返し食糧人民委員部は6月2日付けで、穀物の独立調達を禁止しながらも、全ソヴィエトと県食糧委に、馬鈴薯を含む専売外食糧に関して「地方権力が定めたあらゆる制限を廃止する」旨の指令を出した。⁽¹²⁾

馬鈴薯の固定価格の導入は10月1日まで延期するとの電報が8月28日に公示され、この時期を利用して自由価格でできるだけ多くの馬鈴薯を買付けるよう奨励された。⁽¹³⁾食糧人民委員部の中央買付局（ツェントロザクープ）は馬鈴薯を含め、専売外の生産物の買付活動を積極的に推進し、これら独立＝自由買付の奨励は市場の混乱を招いた。⁽¹⁴⁾ペトログラードでは既に5月から投機入による馬鈴薯の強力な買付けがみられ、投機人は食糧不足に乗じて、まだ熟していない馬鈴薯を法外な高価格、1ブード120～140ルーブリで販売していた。⁽¹⁵⁾急ぎ販売する必要に迫られ市場に出回った早熟馬鈴薯に対して、早掘りによる馬鈴薯の収穫不足を避けるため、モスクワへの馬鈴薯の搬入と販売が暫時8月15日まで禁止された。⁽¹⁶⁾またペトログラード県では次のようにして馬鈴薯の投機に対抗していた。

シュリッセルブルグ郡食糧委員会は、穀物生産物、飼料、馬鈴薯の登録を義務づけ、特別コミサールの許可なしでこれら生産物を郡から搬出することを禁止したが、馬鈴薯に関しては如何なる認可も出されない旨の義務的指令を出し、9月初めに鉄道の全駅にこの指令が公示され、『北部コミューン』[ペトログラード・ソヴィエト機関紙]にも掲載された。そしてこれら指令の監視は地方の郷ソヴィエトに課せられた。しかし人々は農村に出かけ、枴（メーラ）[1ブードの容量]で馬鈴薯を買付け、ためらうことなく都市に運んで一人はくそえんでいた。飢えた子供のためや単に儲けるために馬鈴薯を運び、1ブード80ルーブリで購入し、都市でそれを130ルーブリ近くで販売していた。

ある郷ソヴィエトは最終的に決定的処置を採った。民警が派遣され、鉄道と駅に関所のようなものが設営された。徴収が始まった。農夫の多くは馬鈴薯の袋と拳銃を持ち、彼らはそれで民警を威嚇し、民警は衝突を恐れて活動する決意がつかなかった。軍勢力が投入された。ラトヴィヤ人赤軍兵士の支援で、ようやく馬鈴薯の徴収は順調に進んだ。初日で約80ブードの馬鈴薯が徴収された。どれだけの涙が、心からの悲しみ、雑言、脅しがあったことか！「今日は成功しなかった、明日実施しよう」と投機人は平静に対応し、空袋を下げてペトログラードに戻った。条例により1ブード16ルーブリで買付けられ、徴収は3日間行われ、協同組合で1フント1ルーブリで販売されるようになった。そのため農民は

スホードで自分たちで都市に馬鈴薯を運搬することを決定した。¹¹⁷⁾

それでも馬鈴薯自由買付けの認可は、特に1ブード半自由搬送の下では、多数の買付人を農村に登場させた。9月7日日曜日にペトログラードの鉄道だけで2万5000人のかつぎ屋が訪れ、「かつぎ屋は蝗のように郡の馬鈴薯畑に襲来し、収穫を台無しにした」。¹¹⁸⁾このようなかつぎ屋の出現に対し9月17日、ペトログラード勤労コミュニティは議長ジノヴィエーフの名で次のような義務的指令を公示し、馬鈴薯調達に組織化を図った。

「1) 馬鈴薯の調達権は1000人以上が働く企業の工場委員会全権に与えられ、その際コミサリアートに正確な食い手の数を、できるならそれらの名簿を提出しなければならない。…小企業は1000人を構成するため連合することができる。

注1) 馬鈴薯調達権は郵便=電報職員、鉄道従業員、市労働者、陸軍、海軍組織のような労働組合、労働者連合が行使する。…

2) ペトログラードに持ち込まれた馬鈴薯の半分は食糧人民委員部の管轄下に、半分は工場委員会の管轄下に入る。

3) 工場委員会の管轄に入った馬鈴薯は一人1日1フントの計算で食い手に分配される」と、中央買付局による調達地域と馬鈴薯価格の指定の下で、工場委に馬鈴薯調達の組織化を委ねた。¹¹⁹⁾ペトログラード県では中央買付局によって馬鈴薯1ブード8ルーブリ以下と価格が指定された。¹²⁰⁾馬鈴薯の主産地の一つのトゥーラ県でも買付局は、馬鈴薯、野菜、茸、果実を指定外生産物とし、これら生産物の価格は買付局へ通知することを義務づけ、県食糧委員会が搬出の許可書を交付していた。¹²¹⁾

自由買付認可の期間に、工場委だけでなく様々な労働者組織が馬鈴薯の買付けに乗り出した。8月29日付け食糧人民委員部条例で、穀物調達に準じて馬鈴薯の国家調達にも軍事食糧局の指導で労働者部隊が導入された。¹²²⁾しかし軍事食糧局編成の馬鈴薯調達部隊の派遣はクルスク、ヴォロネジ県をはじめとする地方の食糧組織が地方的利害に走ったため遅れ、ようやく10月初めに現地に送られたただけであった。¹²³⁾この他、モスクワ・ソヴィエト食糧部参事はモスクワ中央労働者協同組合と市民協同組合(消費者協同組合)に専売外生産物の自由買付の認可書を交付していた。¹²⁴⁾

確かに馬鈴薯調達が進展するに従ってペトログラード市の配給券による食糧交付量は10月になると馬鈴薯の分だけ増加した。例えば、10月初めのクーポンによる一人当りの交付量は、第1カテゴリーがパン1フントと馬鈴薯1フント、第2カテゴリーがパン1/8フントと馬鈴薯1フント、第3カテゴリーがパン1/8フントと馬鈴薯1/8フントになった。¹²⁵⁾

自由市場での馬鈴薯の購入(幾つかの地区では価格が指定された)の奨励の後に、18年10月10日付けで馬鈴薯の固定価格が導入されたが、最高価格のモスクワとペトログラードでさえ1ブード当り7ルーブリでしかなかった。¹²⁶⁾同時に、固定価格による販売を拒否する所有者から、県、郡食糧委は固定価格の25%減額で馬鈴薯を徴収する権利があるとの声明もなされ

²⁷⁾馬鈴薯の自由買付は実際には、10月17日まで続けられたが、⁽²⁸⁾その後は食糧人民委員部参与A. ユリエーフが報告したように、当然にも農民は固定価格での馬鈴薯の供出を拒み、国家調達⁽²⁹⁾は進捗しなかった。12月末の会議で馬鈴薯は中央買付局によって1300万ブード、地方の県食糧委によって1200万ブードが調達されたと報告された。⁽³⁰⁾

既に触れたように、8月3日の部隊組織化に関する布告は労働者組織に「穀物買付権」が付与されたと解釈され、馬鈴薯と穀物特惠搬送を除く農作物の独立買付と自由搬送を禁止する9月5日付け布告が出されたにも拘らず、労働者の独立調達は続いた。9月10日にはツェルールの署名を付けて「受領書なしで如何なる徴発も行つてはならない。受領書なしの徴発は武力的強奪と見做される。そのような強奪の責任者は直ちに裁判にかけられる」との厳しい指令⁽³¹⁾が出され、9月25日には新たな部隊の編成禁止令が出された。更に11月2日、食糧人民委員部は軍事食糧局に、「上述の命令にも拘らず続いている部隊の編成とそれらの生産諸県への派遣に関する様々な現地からの情報に鑑み、……部隊派遣の中止へのあらゆる措置を採るよう」再度指令した。⁽³²⁾同日、食糧人民委員代理ブリュハーノフと軍事食糧局参与コズイレフ Козырев の連名で、「……食糧部隊は生産諸県を大量に充し、相互の活動を混乱させ、地方食糧組織の国家調達を侵犯し、……非協調的に活動している。あらゆる消費諸県により充分な食糧部隊が派遣されており、これ以上の派遣は国家的規模での調達業務を混乱させるだけであることに鑑み、全ロシア労働組合軍事食糧局との合意で、8月6日規程による食糧部隊の今後の編成を特別な指令まで停止するよう命令」した。⁽³³⁾

しかし労働者側から専売外生産物の自由買付の要求は強く、殆ど全てのモスクワ市の労働者が加入し、あらゆる地方に事務所を持つ中央労働者協同組合は、18年12月14日の会議で、日毎に尖鋭化する食糧危機を考慮して、政府に対し専売外生産物の自由な輸送と販売を宣言し⁽³⁴⁾、中央買付局は労働者組織に指定外生産物の独立買付権を認可した。⁽³⁵⁾

穀物専売制は「特に穀物に劣らず重要な馬鈴薯にも該当」するはずであった。自由搬入の認可によって「馬鈴薯価格は冬の接近と共に茸のように成長」するため、ソヴィエトにとっての唯一の政策は、「先ず穀物、次いで馬鈴薯、その他の生産物商業の厳格な専売」であると考えられていた。⁽³⁶⁾12月24日の北部州執行委員会会議では、中央買付局は「指定外生産物の自由搬送の認可を大きな悪と見做したが」、食糧問題に関する討議には多数が参加し、2時間に及ぶ審議は中断され、食糧人民委員部に自由搬送に関する布告の策定を委ねる提案が出された。⁽³⁷⁾これを受け、食糧人民委員部参与会は食糧人民委員部に検討を委ね、12月末に食糧人民委員代理ブリュハーノフの名で次の指令が公示された。「馬鈴薯、野菜、肉、茸、果物、蜂蜜の指定外生産物の自由輸送が認可された。非常に多くの投機人がこれを利用し、自由輸送が認可されていないし将来もされない生産物を指定外と共に運ぼうとしていることは疑いもない。8月5日に人民委員会議で承認された規程を無条件に承認する。指定外生産物を一人当たり20フントを超えずに運搬することを認める。その際麦粉、穀物、挽割、穀類は如何な

る量も乗客は輸送できない。ここでは油は2フント、肉生産物は2フント、焼きパンは10フントを超えて運ぶことができない。上述の個々の基準と指定生産物の20フントの総基準を超える全余剰は……徴収される。

全県食糧委に、農村に浸透し法外な価格で密かに転売のために指定生産物を買占め、穀物専売と定められた固定価格を損なおうとする投機人のあらゆる試みに注意深い監視を確立し、阻止するよう指令する。諸県の最も重要な箇所に、国家的食糧利害の擁護のため県食糧委員会に……閻食糧取締部隊をもたせる。……」⁽³⁸⁾

このような経緯を経て19年1月17日の全ロシア中央執行委員会で、穀物、砂糖、塩、茶の重要食糧を国家専売とし、肉、魚、植物油、獣脂、馬鈴薯に固定価格の導入が決定され、⁽³⁹⁾これを受け、1月21日付け布告は、馬鈴薯を除くこれら重要指定食糧の国家組織以外の調達を禁止し、馬鈴薯を含む指定外の農産物に関しては市場への自由輸送と販売を認可した。⁽⁴⁰⁾ソヴィエト政府は重要食糧生産物の専売制を堅持する一方で、指定外農産物の自由買付は合法化し、都市労働者の要求に応えたが、その結果は19年1月18日にオリョールの新聞が、「最近オリョール県に指定外生産物の買付けのためモスクワとペトログラードの労働者組織の何百の代表が到着した。買付けは少数の幸運な者だけが成功を納めている。大部分は手ぶらで帰っている。現地の食糧組織はオリョールに、「飢餓代表」の滞在に関連しての恐ろしい価格高騰と大規模な投機を打電している」と伝えたように、市場の混乱を一層激化させたのであった。⁽⁴¹⁾

独立調達の認可は、農村市場を混乱させただけでなく、独立調達を遂行する労働者組織の代表と、国家的または労働組合によって組織される労働者部隊との峻別を全く困難にさせた。

8月の一連の改革の中で、労働者組織だけでなく個々人の食糧搬送が一定の制限で認められた。8月4日付けで一人当たり20フント以下の食糧の携行が認められ、言わば、一定基準でかつぎ屋が合法化されたのである。

更に、モスクワとペトログラードへ10月1日まで一時的に例外的措置として認可された一人当たり1.5プードの穀物自由搬入も、食糧調達の混乱に拍車をかけた。生産県では「穀物取引の専売を侵犯し、投機とかつぎ屋行為の増加を招いている。地方権力はモスクワ・ソヴィエトの指令の廃止を請願し、そうでなければあらゆる活動を拒否すると指摘している。労働者を投機人とかつぎ屋に区別することは不可能で、投機人は常に何等かの証明書を携帯している。調達現地での自由販売は賑わっている。かつぎ屋行為との闘争が既に構築されたところで、この指令がそれを掘り崩している」と報じられるような状況が生まれていた。大量のかつぎ屋のためにモスクワだけでなくロシア全土で閻食糧取締部隊の一時的解除に関する訓令が出された。一方、このような両首都への特恵搬送はその他の穀物不足県の不満を招いた。カルーガ食糧コミサルは、「この条例を破棄することが必要である、と言うのはそれは住民に破滅的に作用し、投機との闘争にとって不可能な条件を創り出すので」と打電した。⁽⁴²⁾ま

た食糧不足に苦しむ他の地区の労働者も、同様な自由搬送の認可を要請した。イヴァノヴォ＝ヴォズネセンスク地区の労働者は県食糧コミサールを通してツェルーパーにその認可を訴えた。またトゥーラ、ヴォロネジ、ペンザ、サラトフ、その他の諸県で勝手に1.5プード搬送が行われ、このため穀物調達是不可能となり、これら諸県のコミサールはモスクワ・ソヴィエト幹部会に特惠搬送の条例の廃止を要求した。⁽⁴³⁾モスクワでは多くの工場労働者が食糧と交換するための鍵、パール、手斧のような製品を製造するのに自分の労働時間を割き、このため工業生産を一層低下させた。⁽⁴⁴⁾またこの期間中、7～9月は鉄道に追加列車を運行させ、これまで以上に機関車の摩耗を早める結果となった。⁽⁴⁵⁾

食糧部隊が厳格に統制されない状態で、穀物自由搬送を認可すれば調達現地で組織上の混乱を引き起こすのは必然であった。

9月中に、かつぎ屋により265万プード、労働者部隊により189万プードの穀物が、合計454万プードが搬出されたのに対し、食糧人民委員部による国家調達は300万プード以下であった。⁽⁴⁶⁾

9月11日付けでペトログラード・ソヴィエトは、「投機を目的とした1プード半の搬入は厳しく処罰される」旨の指令を、また9月17日には特惠搬送の組織化を図るため馬鈴薯調達に準じた労働者組織に1プード半買付権を与える旨の通達を出した。⁽⁴⁷⁾更に9月25日、ツェルーパーは全ての県食糧委と県労働組合評議会に、「穀物1.5プードの首都への自由搬入に関する人民委員会議案のため、現地の穀物調達は著しく混乱している。8月6日布告に準じて生産諸県に押し寄せた調達労働者部隊は食糧機関が不備であることを明るみに出した。新たな食糧部隊の編成を一時中止し、中央との協議の後、部隊の今後の派遣を行うよう」指令した。既に遅かった。地方の混乱は一遍の指令で收拾されなかった。9月24日にサラトフから次のように報告された。「かつぎ屋や様々な組織の代表の巨大な流入によって創り出された状況は破滅的で、計画的な国家調達の活動をこれ以上続けるのは全く不可能である。組織の代表は自分で〔調達〕地区の選択を要求し、穀物の〔国家〕調達を放棄している。あらゆる計画と固定価格は粉碎された……」。⁽⁴⁸⁾

都市労働者への譲歩的政策が、労働者部隊にとっての恐るべき競合相手、更にはその敵対者を創り出していたのである。

このような特惠搬送は最終的には10月10日まで延長されたが、⁽⁴⁹⁾この時期自由搬送によってモスクワとペトログラードに450万プード以上の穀物とその他の農作物が搬入された。これは食糧人民委員部の供給計画の2倍以上に相当した。⁽⁵⁰⁾

その3。部隊の編成体系が組織化されなかっただけでなく、個々の食糧部隊も十分に組織されていなかった。これは先ず、部隊を派遣する労働組合組織が十分な資金、武器、装備を持っていないことに原因があった。また地方の食糧組織の活動も不十分であったため、現地に到着した部隊は、多くの場合、地方の実状を知らず、当該の村や郷の収穫率、穀物量の情

報がなかった。⁽⁵¹⁾

このように組織性が欠けていただけではなかった。食糧部隊編成の責任者の一人、E. A. グールヴィッチが、「様々な食糧徴発部隊が各県と郡で全く計画もなしに活動していた。ソヴィエトまたは〔食糧〕人民委員部は農村での穀物調達のため、どんな計画もなしに部隊を集め、これら部隊は体系もなしに行き当たりばったりに活動していた。これら部隊の圧倒的多数は最も信用ならない分子からなり、……このためこれら部隊は日に日に崩壊したのである」と率直に総括したように、⁽⁵²⁾何より部隊の質が問題であった。チェレボヴェツ県からは理想的活動家の欠如が部隊の組織化を妨げていると伝えられた。⁽⁵³⁾ヴォロネジ県からは部隊の活動が非常に弱かった主な原因として、⁽⁵⁴⁾部隊のあらゆる規律の欠如が挙げられた。オリョール県ウルジウム郡から、部隊は至るところに出動するが、量はともかく業務の質では必ずしも満足な状態ではないと言われたような実例が各地から伝えられた。ウファー食糧参事会は、食糧部隊員の不手際、賄賂、大酒などを報告している。例えば、ある部隊はウファーへの途上で穀物荷馬車の御者を取り押さえ、彼らに賦課として100ループリをふっかけた。郡から来た荷馬車の列は1500ループリを支払わされた。ウファー郡食糧参事会は、「ある部隊長は、四六時中大酒を飲み、狼籍を働き、監督官の要求に応えなかった」、「多少とも良心的に自分の使命を果たす部隊に出会うのは稀である……」⁽⁵⁵⁾と報告した。レーニンは大衆への呼掛けでは、労働者部隊は最も意識の高い労働者からなると賞賛していたが、その一方で6月4日の中央執行委員会での発言のように、労働者部隊員は飲んだくればかりいると不満を吐露した。⁽⁵⁶⁾ツルーパーも7月9日のソヴィエト大会で、「我々は何度となく、部隊が村に到着するや、散会し、飲酒にふけり始めるとの風聞を聴いたが、これがあることは否定しない」と部隊の質の悪さを公言した。⁽⁵⁷⁾サラトフ県フヴァルインスク郡のある村に食糧部隊がやって来た。晩に農民を集めて、風呂を沸かさせ、「若い一番きれいな娘」を連れて来るよう命じた。そこで食糧コミサルは貧農委に、「穀物1万プードを運ぶのに私は3日の猶予を与えると市民に宣言せよ、不履行に対しては一人残らず銃殺するであろう」との命令を下した。⁽⁵⁸⁾果してこのような行状は極く例外的であったのだろうか。

元々、党は住民大衆の資質を信用していなかった。党中央委員会からヴラジミール県ストグダ Судогда 市党委員会への書簡の中で、「食糧部隊組織に関するそちらの措置を歓迎する。だが、そちらの檄の中で、ストグダ党委は意識の高い労働者だけでなく、都市住民へも熱烈な要請を訴えていることに、我々は驚いている。都市住民は非常に曖昧で、大部分は凡庸な分子で、勿論この仕事を期待すべきでない……」⁽⁵⁹⁾〔強調は原文〕と述べられた。

当然にも部隊の質の改善に向けての措置が採られた。ペトログラードの労働者部隊の構成は、地区党委員会で審査され、承認を受けることになっていた。⁽⁶⁰⁾6月には食糧人民委員部参事会はその回状で、部隊は党組織、ソヴィエトからの推薦の志願兵から構成されると規定し、⁽⁶¹⁾7月1日付けで、食糧部隊の「部隊長は部隊での最も厳格な規律の維持に責任を負う。……

部隊の中で、中央権力や隊長に服従しないか、かつぎ屋からの賄賂でソヴィエト共和国を侮辱するような明らかな無法者が闖入したなら、隊長と現地のソヴィエトに逮捕され、革命裁判所の最も厳しい審理を受けるためモスクワに護送されねばならない」と部隊の厳格な規律の保持を指令した。⁽⁶²⁾ シムビルスク県では部隊の中にいた不適な人物は送り返され、更に部隊で粛清が行われ、そのため部隊の補充が必要になった程であった。⁽⁶³⁾ それでも12月の食糧部隊の総括論文で、「しばしば愚劣者 ГОЛОВОТЯПЫ，怠け者，冒険主義者，それに単なるペテン師が入っている徴発部隊は無条件に有害である」⁽⁶⁴⁾と指摘されたような部隊が頻繁にみられた。

このような労働者部隊が存在した要因は何であったろうか。個々の労働者の革命意識については措くとして、先ず現地での穀物収用システム自体に問題があった。8月3日付け労働部隊布告では、調達された穀物の半分は部隊を派遣した県に送られ、残り半分は現地に残され貧農委の管轄となた。⁽⁶⁵⁾ 具体的収用量を定めた新たな穀物徴発規定が、8月14日臨時条例と8月20日徴発規程として出されたが、両者には若干の異同があった。労働組合向けに出されたと思われる臨時条例では、調達された穀物の半分は当該の消費県の県食糧委に送られ、定められた基準で労働者の配給券を考慮して部隊を派遣した組織に引き渡され、同組織は、部隊の維持費の半分を含めた諸経費と穀物価格を県食糧委出納部に支払うとされた。⁽⁶⁶⁾ 続いて18年収穫の収用の際の余剰を算定するための播種、食糧、飼料穀物量の詳細な基準が8月21日食糧人民委員部ブリカースで規定された。⁽⁶⁷⁾ これら規程によれば調達に赴いた個々の部隊員は得るものは何もなかった。多大な犠牲を払ってもである。そこで労働者部隊は調達現地で彼ら自身のための穀物の徴発を行ったことは充分想像できる。また上述したような穀物登録上の困難は、また同時に現地の部隊員の愆意的判断によって「穀物余剰」が左右されることを意味した。部隊による登録と県食糧委との計算の食い違いは、このような行動の結果として解釈することも可能である。9月にツェルーパーは、受領書なしの徴発は「武力的強奪」であるとして、それを厳禁する指令を出した。6月初めに出された党モスクワ委員会の指令の中の「帰宅の際に如何なる食糧を持ち帰ることを堅く厳禁する」との文言もこれを物語っている。12月の総括論文でも、部隊に独立買付の金銭を与えてはならない、これはかつぎ屋行為以外の何物でもないと、ベトログラードの部隊が非難された。⁽⁶⁸⁾ またかつぎ屋から食糧部隊によって没収された穀物が別の部隊により奪われた例が、トゥーラ県から報告されている。⁽⁶⁹⁾

しかし部隊への参加が労働者にとって全く利益がなかった訳でもない。9月2日付け軍事人民委員部ブリカースでは、軍務の召集年齢の食糧部隊員は部隊での勤務が軍務に算定され、赤軍兵士と同一の基準で給与を受けた。⁽⁷⁰⁾ それだけではない。工場労働者の部隊員は現行の賃金が保証されたが、6月4日のモスクワ党委規程で失業者には月額300ルーブリが支払われた。⁽⁷¹⁾ また6月6日の食糧軍規程では志願兵は月額150ルーブリの給料が支払われた。⁽⁷²⁾ 因に、当時の金属工の月額賃金は250～750ルーブリの14等級に別れており、⁽⁷³⁾ 失業者に支払われる金

額としては決して少なくなかった。部隊員は派遣した組織の証明書に基づき、当該の県食糧委により旅費と出張費が前渡しされ、必要なら武器も供与された。⁽⁷⁴⁾ 失業者にとって部隊への参加は望ましく、多数の都市で失業者の存在が様々な社会問題を生み出していた当時の状況で、⁽⁷⁵⁾ ソヴィエト権力によって部隊への失業者の加入が奨励された。8月のペトログラード・ソヴィエト機関紙には、食糧部隊に失業者が積極的に参加しなければならない、工業中央にいる失業者を刈入れ部隊などで利用しなければならないとの記事が掲載された。⁽⁷⁶⁾ また労働人民委員代理 B. П. ノギーンの名で9月3日付け布告により、全失業者にとって穀物の刈入れと食糧配送に関する労働は義務的とされた。⁽⁷⁷⁾ サマラ県ボグロフスク市では、執行委員会により穀物刈入れ部隊に失業者を動員するプリカースが⁽⁷⁸⁾ 出された。

その4。最後に、そしてこれが最も重要な要因であろうが、食糧部隊の調達活動を妨げたのは農民の頑強な抵抗であった。農民が食糧部隊に対して大きな不満と反感を持っていたのは疑いない。8月半ばの『ブラウダ』は次のように報じた。

諸君は先ず、赤軍への農民の不满に出会う。如何にまずく農民を扱っているかについての事実と風聞がこのようにさせている。赤軍は探索を行い、貨幣を没収し、赤軍が農民を射殺し、あちこちで衝突を起し、赤軍が農民を破滅させているということを諸君は聞くであろう。そのほかに、行軍中の赤軍が穀物を没収することを……諸君は聞くであろう。農民は赤軍に対して大いに怒っており、農民は自らを組織し、自衛していることに諸君は気づくであろう。……現在農民の一部を自衛させるのに理由があるのは事実である。……食糧部隊はしばしば強者からではなく弱者から穀物を取り上げ、このため農民は反抗に立ち上がっている。食糧部隊にそれほど意識の高くない分子や余りにも安易に武器を行使する「短気な奴 горячие головы」が入っているときには、特にそうである。当然これが農民を我々に立ち上がらせた。……農民はざわつき、動揺し、そこで穀物が没収され、そのため飢えなければならないと恐れている。そしてクラークは貧農に、お前は餓死し、丸裸にされるであろうと声を限りに叫んでいる。……諸君は地方に行けば、このことが至るところで行われ、武器なしで穀物を手に入れるのは不可能であると先ず知るであろう。だがこのことを子細に検討すれば、農民の不安が彼らが現在秘密裡に販売している価格で穀物を販売できないかもしれないということにあるのが理解できるだろう。5から10ブードでも農民は暴利な価格で売りたいと思っている。そこに不安の本質があり、そのため農民は登録を恐れ、赤軍に恨みを抱いている……。⁽⁷⁹⁾

ヴォログダ県カドゥニコフ Кадников 郡ザポルトゥスコ・ユコフスカヤ郷からは、この郷に食糧部隊が国家的穀物調達に赴くなら、クラークからだけでなく貧農からの抵抗にも出会うだろう、と報告された。⁽⁸⁰⁾

このように農民の不满とは第一に食糧部隊の農民への対応のまずさである。これは先に触れた部隊の質にも関わることであった。ウファー県から、最初は平穩に農民は徴発に対応し

ていたが、部隊の放埒な行動のために活動が無に帰した、と報告された⁽⁸¹⁾。部隊は現地の食糧機関が未組織なため、穀物余剰に関する情報も持たず、部隊は地方の実状も知らなかった。ツェルーパーは5月27日布告に関連し、部隊として派遣された労働者の多くが食糧問題に精通していなかったため、食糧人民委員部組織部により彼らのために「短期講習」が開かれたと報告したが、それでも、タムボフ県に派遣された食糧部隊の活動は次のようであった。

インジャヴィノ Инжавино 地区に送られた県監督官は農民の指導もせず、郷の予想される穀物余剰の如何なる情報も持たず、必要な穀物量さえ考慮せず組織を郷に配置した。若干の労働者は徒歩で20～30ヴェルスタの間を派遣され、当地方には余剰がないため手ぶらで帰還した。同地区で9月20日までに穀物50貨車以上を集荷したが、監督官が貨車を請求する資格を持っていなかったために、モスクワへは1輛の貨車も発送されなかった。⁽⁸³⁾

このほか、部隊の欠陥についてウファー県食糧参事会は次のように指摘している。「地方での穀物の強制収用の活動は、住民一人一人の抵抗で困難に遭遇している。この抵抗を鎮めるのは困難である。経験は、アジテーターはこのことを理解していないことを示している」⁽⁸⁴⁾。農民と食糧部隊の溝は越え難いものがあった。

第二は、8月の価格の改定後も、農民は市場価格と余りにもかけ離れた固定価格での穀物の供出を拒否していた。6～8月には新収穫への期待、貧農委の活動などがあり、幾つかの地方で穀物価格の低落傾向がみられた。例えば、カザン県では6月末に豊作の見込みでライ麦粉1ブードが110ルーブリから50ルーブリにまで低下した。⁽⁸⁵⁾ ヴィテプスク市では8月半ばにライ麦粉1ブードは350ルーブリから170ルーブリに下がった。⁽⁸⁶⁾ しかし9月以後、特惠搬送の認可にともない価格は再び上昇した。サラトフ県ルティシェヴォ Ртишево では、1ブード18～22ルーブリまで下落したライ麦価格は9月以後徐々に高騰し、10月初めには140～150ルーブリにまでなった。⁽⁸⁷⁾

こうして18年秋にはかつぎ屋行為は更に広範に展開された。カルーガ県の郡では、穀物を固定価格で引き渡すくらいなら寧ろ燃やす覚悟である、とまで言われた。⁽⁸⁸⁾

第三に、収穫期を迎えても地方の食糧事情は好転せず、飢えた農民は当然にも穀物の引渡しに執拗に抵抗した。

ノヴゴロドから12ヴェルスタ離れたメシノ村で、赤軍兵士は農民を集め穀物の供出を要求した。しかし農民は自分たちは穀物もなく糧がらを食べているとして、穀物の供出を拒否した。今度は馬鈴薯の供出を申し出たが、これも拒否された。部隊長はそれにも拘らず、1軒残らず家宅捜査を命じ全ての生産物を没収した。赤軍が捜査を行っている間、農民はライフルで武装し、橋で待ち伏せ、幾つかの橋板に切込みを入れておいた、卵、乳製品、馬鈴薯を積んだ自動車が橋に差し掛かったとき橋板が崩れ、自動車の後部タイヤが脱輪し、農民はそれに一斉射撃をかけた。その場で27人の赤軍兵士が殺害され、8人が負傷し、残り5人が降伏した。農民は赤軍兵士を放免し、死者と負傷者を車に収用するのを助け、生

産物を奪い返して逃げ去った。⁽⁸⁹⁾

現地の状況を知らず、穀物登録の情報を持たない部隊にとってこのような場合は稀ではなかった。

情報不足だけでなく、部隊が応々にして刈入れ後に現地に到着したため、実際に穀物余剰を算定するのは不可能であり、余剰算定による穀物調達の限界は明らかであった。新たな穀物徴収手段が講じらねばならなかった。それが現物税であり、割当徴発であった。

- (1) Альперович Х. Известия ВЦИК, 1918, 3 дек. 細かい語句の異同はあるが同論文は2日後にベトログラード・ソヴィエト機関紙に転載された (Северная коммуна, 1918, 5 дек.)
- (2) 食糧軍は赤軍の同じ基準で工場委が推薦する労働者と極貧農から構成され、食糧人民委員部の任務の遂行時にはそれらが活動する当該県食糧委の管轄下に置かれた。法的には食糧軍は複雑な立場であった。1919年初めに出された文書によれば、食糧活動は食糧人民委員部の指導下で行うが、命令系統としては国内保安隊総管理局の管轄となった。総管理局の下にあるセクター管理部 Управление Сектора に食糧軍部が設置され、各県食糧委にセクター管理部からの代表が入った、食糧軍は余剰穀物の没収、鉄道、水路での穀物輸送の監視、県食糧委の倉庫、集荷場の防衛、荷馬車の警護を任務とした。この文書によれば、食糧軍と軍事食糧局の部隊とは穀物調達で競合し、後者は非武装部隊とされているが判然と区別されていない (Систем. сборник, кн. 2, с. 25-26.)
- (3) Известия ВЦИК, 1918, 15 дек.
- (4) Северная коммуна, 1918, 1 июня.
- (5) Северная коммуна, 1918, 30 июля.
- (6) Изв. Наркомпрод, 1918, № 12/13, с. 32. ベトログラードでは4カテゴリーに替わり19年から職業による3カテゴリーが実施された (Северная коммуна, 1918, 20 дек.)
- (7) Рубинштейн Г. Л. Развитие внутренней торговли в СССР. Л., 1964, с. 99.
- (8) Крицман Л. Указ. соч., с. 132-33.
- (9) Известия ВЦИК, 1918, 15 мая. 例えば、5月のシムビルスクでの配給でパン半フントに40%の馬鈴薯が混ぜられた (Известия петр. совета, 1918, 24 мая.)
- (10) Изв. Наркомпрод, 1918, № 12/13, с. 23, 24.; Известия петр. совета, 1918, 23 апр.
- (11) Систем. сборник, кн. 1, с. 284, 285.
- (12) Изв. Наркомпрод, 1918, № 8, с. 23.
- (13) Декреты советской власти, т. 3, с. 243-44.
- (14) Известия ВЦИК, 1918, 18 сент. 中央買付局は指定外生産物の買付でモスクワとベトログラードの買付機関の競合を避けるため18年7月10日食糧人民委員部参与会条例により設置された (Изв. Наркомпрод, 1918, № 22/23, с. 12.)
- (15) Известия петр. совета, 1918, 23 мая.; Известия ВЦИК, 1918, 7 авг.

- 16) Известия ВЦИК, 1918, 13 июля.
- 17) Северная коммуна, 1918, 27 авг, 11 сент
- 18) Северная коммуна, 1918, 12 сент
- 19) Северная коммуна, 1918, 17 сент.; Правда, 1918, 8 окт
- 20) 同時に全野菜市場の限界価格がブード当りキュウリ14.5ルーブリ, 人参と甜菜 8ルーブリ, キャベツ 4
 ~ 6ルーブリに定められた (Северная коммуна, 1918, 4 окт.)。
- 21) Северная коммуна, 1918, 11 сент
- 22) Изв. Наркомпрода, 1918, № 18/19, с. 32-33.
- 23) Известия ВЦИК, 1918, 27 нояб.
- 24) Известия ВЦИК, 1918, 22 сент
- 25) 第4 カテゴリーには交付されず (Северная коммуна, 1918, 3 окт.)。
- 26) Известия ВЦИК, 1918, 10 окт
- 27) Северная коммуна, 1918, 11 окт
- 28) Известия ВЦИК, 1918, 18 окт
- 29) Изв. Наркомпрода, 1919, № 1/2, с. 20.
- 30) Северная коммуна, 1918, 25 дек. 食糧会議でユーリエフは中央買付局は1000-1100万ブードを調達し
 たと報告した (Изв. Наркомпрода, 1919, № 1/2, с. 21.)。
- 31) Правда, 1918, 10 сент
- 32) Стрижков Ю. К. Указ. соч., с. 129-31
- 33) Систем. сборник, кн. 1, с. 229.
- 34) Известия ВЦИК, 1918, 15 дек.
- 35) Северная коммуна, 1918, 11 дек.
- 36) Северная коммуна, 1918, 4 нояб.
- 37) Северная коммуна, 1918, 25 дек.
- 38) Северная коммуна, 1918, 31 дек.
- 39) Ленин В. И. Полн Собр. соч., т. 37, с. 421-27
- 40) Декреты советской власти, т. 4, с. 302-04.
- 41) Изв. Наркомпрода, 1919, № 1/2, с. 6.
- 42) Северная коммуна, 1918, 11 сент
- 43) Правда, 1918, 17 сент
- 44) Chase W. J. op. cit., p. 24.
- 45) Народное хозяйство, 1919, № 1/2, с. 62.
- 46) Устинов В. М. Эволюция внутренней торговли СССР. М., 1925, с. 41
- 47) Северная коммуна, 1918, 12, 17 сент

- (48) Стрижков Ю. К. Указ. соч., с. 128-29.
- (49) Известия ВЦИК, 1918, 8 окт
- (50) Дмитренко В. П. Указ. соч., с. 110.
- (51) Стрижков Ю. К. Указ. соч., с. 123
- (52) Гурвич Е. А. Правда, 1918, 31 дек.
- (53) Северная коммуна, 1918, 20 сент
- (54) Изв. Наркомпрода, 1918, № 4/5, с. 46.
- (55) Алексеев Изв. Наркомпрода, 1918, № 12/13, с. 55-56.
- (56) Ленин В. И. Полн Собр. соч., т. 36, с. 447
- (57) Пятый съезд светов , с. 144.
- (58) Мельгунов С. П. Указ. соч., с. 103.
- (59) Переписка... т. 4, с. 3.
- (60) Кулышев Ю. С., Тылик С. Ф. Указ. соч., с. 37
- (61) Правда, 1918, 31 дек.
- (62) Ленинский сброник, xviii, с. 169.
- (63) Северная коммуна, 1918, 17 сент
- (64) Известия ВЦИК, 1918, 15 дек.
- (65) Декреты советской власти, т. 3, с. 143.
- (66) Систем. сборник, кн. 1, с. 223. 8月30日に公表されたレーニン、ツェルューバ、内務人民委員ペトローフスキイ連署の回状電報では、「[部隊の] 組織化の全維持費は食糧人民委員部により支払われるであろう」とされており維持費が実際に何を指すのか不明(Известия ВЦИК, 1918, 30 авг.)。
- (67) 例えば、食糧用は一人当り穀物12プードと挽割1プードで、以前の基準量より縮小された。飼料用に関しては牛、山羊、仔家畜にも残された点で、以前に適用された18年5月30日穀物引渡しに関する食糧人民委員部指令と異なる (Систем. сборник, кн. 1, с. 224.)。
- (68) Известия ВЦИК, 1918, 15 дек
- (69) Изв. Наркомпрода, 1918, № 8, с. 33.
- (70) Изв. Наркомпрода, 1918, № 18/19, с. 33. ヴォロネジの例では部隊の在任期間は通常6ヶ月以内(Известия ВЦИК, 1918, 18 авг.)。ペトログラードでは赤軍に召集されるべき人物を食糧部隊に送り込むことは禁止された(Гоголевский А. В. Указ. соч., с. 124.)。
- (71) Давыдов М. И. Указ. соч., с. 93.
- (72) Стрижков Ю. К. Указ. соч., с. 73.
- (73) Изв. Наркомпрода, 1918, № 8, с. 40.
- (74) Систем. сборник, кн. 1, с. 222.
- (75) 例えぱリガでは住民の1/3は、原料不足のために閉鎖された工場から解雇された全く賃金を得ていない

失業者で、彼らは貯金もなく、餓死しないようにリガを離れロシア領内に流入していた（Северная коммуна, 1918, 2 сент.）。

- 76) Северная коммуна, 1918, 7, 18 авг
- 77) Известия ВЦИК, 1918, 7 сент
- 78) Правда, 1918, 15 авг
- 79) Правда, 1918, 22 авг
- 80) Алексеев Изв. Наркомпрода, 1918, № 12/13, с. 56.
- 81) Там же.
- 82) Изв. Наркомпрода, 1918, № 18/19, с. 20.
- 83) Известия ВЦИК, 1918, 2 окт 監督者は教育、実務経験を勘案して3カ月の研修機関を経て採用され、月700ルーブリ、派遣期間は1日20ルーブリの俸給を得ていた（Северная коммуна, 1918, 14 июня.）。
- 84) Алексеев Изв. Наркомпрода, 1918, № 12/13, с. 56.
- 85) Изв. Наркомпрода, 1918, № 12/13, с. 23-24.
- 86) Правда, 1918, 18 авг
- 87) Известия ВЦИК, 1918, 8 окт
- 88) Изв. Наркомпрода, 1918, № 22/23, с. 55.
- 89) Изв. Наркомпрода, 1918, № 8, с. 32.

〔補論〕食糧部隊のその後の再編

穀物調達制度の再検討と同時に食糧部隊の整備が必要となった。軍事食糧局の創設者の一人で参与のМ. コステローフスカヤは、18年後半の食糧部隊の活動を総括した12月半ばに公表された論文で、食糧部隊員3万人のうち軍事食糧局は8000人しか統制できなかったとして、軍事食糧局による部隊の一層の中央集権化を提起したのは、このような特に地方で顕著にみられた組織上の混乱に対応するためであった。彼女は部隊の活動を強化するため、大衆的革命活動とは無縁な現地の食糧組織へ部隊を派遣する、県、郡食糧委に軍事食糧局の代表を入れるべきであると提案した。⁽¹⁾

コステローフスカヤの労働者部隊の総括論文は、食糧機関への批判と軍事食糧局のヘゲモニー確立に満ちたものであり、この中では冬カムパニアの計画は、1) 軍事食糧局が唯一統轄する、2) 活動の諸県で部隊を統合する、3) 軍事食糧局の代表を県、郡食糧委に入れることをその主な内容としていた。⁽²⁾

これ以後基本的には本論文の方針に沿って軍事食糧局により食糧部隊が統合され、軍事食糧局が戦時共産主義期の食糧部隊の実質的な「参謀本部」になる。⁽³⁾

18年12月5日付け条例で、食糧人民委員部の下に設置された労働者食糧監督部 отдел に食糧組織の構成と活動の統制が課せられたが、部の長に据えられた労働者食糧監督局は、

食糧人民委員部参与1名、全ロシア労働組合評議会（軍事食糧局）代表5名、食糧人民委員部組織部代表1名から構成され、軍事食糧局の影響力は歴然としていた。地方での食糧部隊の活動は、県、郡労働者局により指導され、これは食糧委の2人の代表と食糧部隊の1人から構成され、地方軍事食糧局の指導下に入った。⁴モスクワでも食糧業務の調査のため設置された食糧人民委員部参与0、シュミート、モスクワ・ソヴィエト代表ロマノーフ、軍事食糧局代表コースィレフからなる特別委員会は、軍事食糧局により労働者部隊が組織され、食糧人民委員部から監督官が随伴するが優越的地位は労働者側にあると定めた。¹⁵

19年1月の第2回全ロシア食糧会議決議では、「会議は活力ある力の源泉として労働組合の-時的利用を必要と認める。会議はこの活動で単一組織、軍事食糧局への集中を全く必要と見做し、それを通して全労働者の代表がだされねばならない」と、食糧活動での軍事食糧局の役割が強調された。⁶

こうして18年末から19年初めで食糧部隊の組織化に関し労働組合＝軍事食糧局の権限を強化する方針が確立された。

このような方針は、労働者を食糧部隊として動員するだけでなく、貧農委の解体以後、地方の食糧組織へ労働者、特にコムニストを導入する必要性により引き起こされたのである。前述の食糧会議で食糧人民委員代理ブリュハーノフは食糧機関の強化について次のように報告した。「これら〔食糧〕活動家は地方食糧組織の構成を更新し、これら地方組織が狭量な地方的利害を断ち切り、全国的利害を自らの任務とするのに著しく役立った⁷」。慢性化した都市の飢餓を救うため、食糧部隊だけでなく農村食糧組織への労働者の動員が一層強調されたのである。

17年12月に旧食糧参事会から業務を引き継いだものの、食糧部が殆ど活動していなかったヤロスラヴリ県では、労働者の動員により郡食糧委の労働者比は18年末までに40～60%にまで高められた。県ソヴィエトが専売制を廃止し、左翼エスエルの拠点と見られたカザン県はペトログラード労働者により強化され、カザン食糧コミサール、郡食糧コミサール等の要職が、ペトログラード食糧部隊労働者によって占められた。¹⁸

19年1月25日の第2回全ロシア労働組合大会で採択された決議では、軍事食糧局の任務は「全ロシア的規模で工業労働者によって食糧業務を打ち立てることであり」、そのために工場委員会、労働組合、労働者協議会から労働者を選抜し、農村での組織的活動のために食糧部隊を派遣することであると述べられた。¹⁹19年12月の第7回ソヴィエト大会で、ツルーパーは、県食糧コミサールのうち50%、県〔食糧〕参与の60%、郡と地区の参与の93%が労働者からなっていると報告したように、¹⁰この結果、地方食糧組織の労働者比が著しく高まった。

しかし問題はこれで解決しなかった。食糧軍との関係があった。

食糧人民委員部は食糧軍への部隊の中央集権化を目指し、18年12月末にはブリュハーノフは県食糧委に、「全閣食糧取締部隊の食糧軍管理部への従属に着手し、軍事指導に関してこ

れら部隊を食糧軍管理部に従属させるよう」指令し、先ず取締部隊の統廃合が始まった⁽¹¹⁾。しかし同時に、干渉戦争の拡大と共に食糧軍の一部は赤軍に編入され、その補充も困難な状況の中で、軍事食糧局の部隊を食糧軍に編入しようとする食糧人民委員部と軍事食糧局との間で軋轢が強まった。例えば、2月初めのクルスク県食糧大会では、「軍事食糧局の全部隊をその計画的利用の目的で、……活動家を宣伝と組織、軍事の二つのカテゴリーに再編することが必要である。……県で食糧に関して活動する全兵力は食糧軍参謀本部の管轄に入り、その直接の指導の下で活動するよう」指令した。軍事食糧局はこの食糧人民委員部の方針に反発し、人民委員会議で軍事食糧局は、軍事食糧局の部隊は「食糧軍に比し最高の形態で存続しなければならないが、食糧軍は縮小しなければならない」と主張した⁽¹²⁾。このような文脈の中で18年12月15日掲載のコステローフスカヤ論文の食糧軍への極めて厳しい批判を読み取るべきである。19年1月17日付けの食糧生産物調達に関する決議では食糧部隊派遣の具体的規程がないため、当問題は2月27日の人民委員会議に持ち込まれ、ここで採択された条例で、食糧部隊の創設と計画的利用のため、「食糧人民委員部の指示により、労働者食糧部隊の編成と県毎の配置は、……単一組織、軍事食糧局に集中されねばならない」、また「部隊はその活動では食糧人民委員部に従属し、現地食糧組織の管轄下に入る……」と規定された⁽¹⁴⁾。条例の文言は依然曖昧であったが、食糧部隊の行動範囲に関しては食糧人民委員部の統制下にあったものの、事実上部隊の活動そのものを何等食糧人民委員部は掣肘できないのは明白であった。このような力関係を裏付けるかのように、軍事食糧局の要請により、「食糧軍への食糧部隊の編入は軍事食糧局の認可なしで認められない」旨の特別条項が挿入された⁽¹⁵⁾。本条例は厳しい食糧事情の中でのレーニンの優れた状況認識の産物であった。条文では折衷の文言であったものの、その意味する内容は軍事食糧局の明らかな優位であった。にも拘らず審議の延長を申し出た軍事食糧局参与コステローフスカヤに、レーニンは遅延に軍事食糧局が責任があるなら軍事食糧局全員を放逐すると厳しい回答で応えた⁽¹⁶⁾。

こうして食糧部隊の活動で軍事食糧局の実質的権限は増大したが、このことは同時に、制度的にも食糧部隊が徐々に労働者により純化されることを意味した⁽¹⁷⁾。それはまた割当徴発の遂行と共に、農民と労働者部隊との、つまり都市と農村との緊張関係が一層昂進されることをも意味したのである。

(1) Известия ВЦИК, 1918, 15 дек. 同様な主張は1919年初めの全ロシア食糧会議でも報告された (Экономическая жизнь, 1919, 3 янв.)。

(2) Известия ВЦИК, 1918, 15 дек. 同じ内容が『ブラウダ』にも掲載。

(3) Давыдов М. И. Указ. соч., с. 102.

(4) Декреты советской власти, т. 4, с. 149.

(5) Северная коммуна, 1918, 15 дек.

- (6) Изв. Наркомпрода, 1919, № 1/2, с. 27
- (7) Там же, с. 16. またコムニストも同時に動員された。19年に指導的責任者として食糧組織に送られたうち70%がコムニストであった(Гимпельсон Е. Г. Рабочий класс в управлении, с. 324.)。
- (8) Изв. Наркомпрода, 1920, № 1/2, с. 27
- (9) Изв. Наркомпрода, 1918, № 10/11, с. 24.; Систем. сборник, кн. 1, с. 97
- (10) Гимпельсон Е. Г. Рабочий класс в управлении, с. 325.
- (11) Северная коммуна, 1918, 31 дек.また食糧人民委員部・県食糧委以外の取締部隊の廃止を, 19年1月17日に全口中央執行委は指令した(Красный архив, 1939, № 6, с. 35.)。
- (12) Стрижков Ю. К. Указ. соч., с. 153-54.
- (13) Декреты советской власти, т. 4, с. 296-98.
- (14) Изв. Наркомпрода, 1919, № 7/10, с. 33-34.
- (15) Стрижков Ю. К. Указ. соч., с. 155.
- (16) Ленин В. И. Полн. Собр. соч., т. 50, с. 264.
- (17) 19年2月5日に公表された食糧部隊の編成と派遣に関する指令では、「部隊は工場に従事する充分に期待できる労働者から工場委員会または党細胞によって編成される」と規定された(Изв. Наркомпрода, 1919, № 3/6, с. 19.)。食糧軍は依然として労働者と貧農から構成されるとされたが, 軍事食糧局の編成する部隊に関しては, 貧農委員会期に出された18年8月24日付け臨時指令によれば, 部隊は25人以上の労働者と貧農から構成されると定められていたが(Изв. Наркомпрода, 1918, № 18/19, с. 37.), 19年になると食糧部隊の構成から貧農が抜け落ちた。